

都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例

○ 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域のうち市長が指定するもの<u>（以下この条において「指定区域」という。）</u>とする。</p> <p>(1) <u>令第29条の9各号に掲げる区域を含まない土地の区域</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>2 指定区域の境界は、道路その他の施設、河川、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めるものとする。ただし、これにより難い場合は、町界、字界等により定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、指定区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。</u></p> <p><u>4 指定区域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。</u></p> <p><u>5 前3項の規定は、指定区域の指定の解除及び変更について準用する。</u></p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域とする。</p> <p>(1) <u>令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まない土地の区域</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p>

都市計画法第34条第11号の規定に基づく開発行為の許可基準に関する条例
施行規則

○ 新旧対照表

改正案	現行
<p>(道路の幅員等) 第3条 条例第3条第3号の規定により規則で定める道路は、幅員4メートル以上で、かつ、相当規模の道路と接続しているものとする。ただし、<u>条例第4条第1項第1号の自己の居住の用に供するものに係る開発行為については、この限りでない。</u></p>	<p>(道路の幅員等) 第3条 条例第3条第3号の規定により規則で定める道路 (<u>次項において「周辺道路」という。</u>) は、幅員6メートル以上で、かつ、相当規模の道路と接続しているものとする。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の周辺道路は、市長が別に定める基準を満たす幅員4メートル以上で、かつ、相当規模の道路と接続している道路とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>予定建築物の用途が条例第4条第1項第1号に規定するものであるとき。</u></p> <p>(2) <u>条例第4条第2項に規定する土地 (次号に定めるものを除く。)の区域内で行う開発行為 (予定建築物の用途が同条第1項各号に規定するものを除く。)であって、当該当該開発区域の面積が1ヘクタール未満であるとき。</u></p> <p>(3) <u>昭和45年10月1日より前から継続して登記された地目が宅地である土地その他市長が支障がないと認めるもの (第8条第2項において「既存宅地等」という。)の区域において開発行為を行うとき。</u></p>